

平成 29 年度 第 2 回
藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2017 年（平成 29 年）8 月 24 日（木）

藤沢市環境部環境総務課

午後2時 開会

○山口参事 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「第13期平成29年度第2回藤沢市廃棄物減量等推進審議会」を始めさせていただきます。

本日は、ご多用のところご出席をいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます環境総務課の山口と申します。よろしくお願いをいたします。

それでは、早速審議に移ってまいります。きょうの「議事」でございます「藤沢市災害廃棄物処理計画（1次素案）」を審議していただきますけれども、最初に、この計画を委託として請け負っていただいている国際航業株式会社の担当者の方へ出席していただいておりますので、ご案内をいたします。そちらの3名の方でございます。

〔国際航業株式会社担当者：起立・礼〕

それでは、早速「次第」の1の「第2回審議会」に移らせていただきます。

初めに「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」によりまして、本審議会の開催要件は、委員の過半数の出席が必要となっております。

本日は13名の委員にご出席いただいておりますので、開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、議事にお移りいただく前に、事務局を代表いたしまして黛環境部長からご挨拶をさせていただきます。

○黛部長 皆様こんにちは。藤沢市環境部長の黛と申します。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、また、きょうは特別に暑いのですが、このような暑い中を藤沢市廃棄物減量等推進審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、「災害廃棄物の処理計画」ということですが、今年度、環境部では、新しい事業と申しますか、大きい事業が2つございます。

1つは、ずっと進めてきているのですが、新しい焼却施設（焼却炉）の建設です。こちらにつきましては、北部環境事業所（湘南台）に建設をする予定で、今年度秋に、その建設に当たっていただく事業者の方を選定することになっております。プラントメーカーの方ですけれども、それがプレゼンテーションにより、この10月に決まることになっております。

2つ目が、本日の議題になっております「災害廃棄物処理計画の策定」でございます。

ご存じのように、近年、こここのところ立て続けに雨の被害が全国的にいろいろなところで突発的に起こっていますけれども、とにかく最近はあるという間に水浸しになってしまうという状況ですので、藤沢の場合も、地震よりも水害のほうが、例えば災害のごみも相当大量に出ることになるのではないかと考えております。

災害の関係については、いずれにせよ全て仮定でございまして、もしこうだったらどうかという話ですので、余り掘り下げていくと、どこまで行っても計画ができないというような形になってしまいます。

そうでありますし、実際に災害が起きると全ては応用問題ですから、今回の計画では、とにかく基本になる部分のポイントをきっちり押さえて、いずれの状況でも役に立つ計画にしたいと思っておりますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日は、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

○山口参事 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、その前に資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様にも事前にお送りしている資料として「藤沢市災害廃棄物処理計画(1次素案)」がございます。A4で両面刷りのものでございます。

それから、きょう、机にお配りしている資料といたしまして「平成29年度地球温暖化対策設備に関する補助事業のご案内」ということで、オレンジ色のパンフレットみたいなものがあると思います。こちらは、今、市で太陽光発電システムを初めとした補助金の交付等をやっておりますので、もし興味のある方、またお知り合いの方で興味のある方がいたらぜひご活用いただければと思います。

資料の確認は以上ですけれども、お手元がない方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、早速議事に移りますが、規則によりまして、審議会の議長には会長が当たることになっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

横田会長、よろしくお願いいたします。

○横田会長 それでは、議事に入ります。

まず最初の議事は、1番の「藤沢市災害廃棄物処理計画(1次素案)」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○須田課長補佐 それでは、私、環境総務課の須田と申します。「藤沢市災害廃棄物処理計画(1次素案)」について、説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 座ったままでどうぞ。

○須田課長補佐 それでは、座らせていただきます。

お手元の資料をごらんください。まず開いていただきまして「目次」から説明したいと思います。

「目次」の「第1章」は「基本的事項」となっております。「主旨」、それから「災害廃棄物処理の基本的事項」、それから「被害想定」です。

「第2章」に移りまして「組織及び協力支援体制」ということで、「災害発生時の組織体制」、それから「情報収集・提供」という形になっております。

「第3章」に移りまして「発災時の災害廃棄物の処理」ということで「がれき等の処理」、それから「生活ごみ及びし尿の処理」、「廃棄物処理施設での処理」、それから、第4節に「全体処理スケジュール」という形になっております。

それから「第4章」、「第5章」と続くのですが、こちらの「目次」にも記載してありますように、「第3章」第1節の5番目の「がれき等の種類別処理方法」と第3節の「廃棄物処理施設での処理」の「仮設処理施設」についてと「全体処理スケジュール」、それから、「第4章」、「第5章」については、現在、作成中となっております。また、これに用語集をどこかに入れる予定でございますが、こちらが「目次」となっております。

それでは、1ページずつ説明させていただきたいと思っております。

まず最初に1-1ページ、「基本的事項」、「計画策定の主旨」となっております。

こちらの「背景」ですが、先ほど黛部長からありましたように、近年災害が多くなっています。特に東北大震災を契機に「災害廃棄物対策指針」などが国で策定をされているところでは。

また、前年度に、神奈川県では「災害廃棄物処理基本大綱」と「災害廃棄物処理計画」を策定し、マニュアル等もつくっているような状況になっております。

こういった中、藤沢市では、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定める目的で、この計画をつくっていくものでございます。

1-2ページをごらんください。「位置付け」になっております。

こちらは、「藤沢市災害廃棄物処理計画」は、図1-1の一番下に位置付けられているところです。それから「県の計画」、それから「関東ブロック」と書いてあります。それから、「環境省の指針」というものになっております。主旨的には、上から順番に下がってきている状況ですけれども、災害廃棄物の規模で言いますと、当然上のほうが大きい災害とい

う形になります。

一番右に、「〇〇災害に係る災害廃棄物処理実行計画」という記載がありますがけれども、こちらについては、実際に災害が発生した後に具体的な実行計画をつくるというものになっています。

次のページに移らせていただきます。

「災害廃棄物処理の基本的事項」ということで、「対象災害」につきましては、地震、水害、その他の自然災害を対象としているものです。

それから「処理対象」ですが、表1-1に示しております。

まず「可燃物」、それから「不燃物」、「コンクリートがら」、次のページに移りまして「金属くず」、「木くず」、「腐敗性廃棄物」、これは畳とか水産物、食品とか、そういったものについては、腐ってしまうようなものとともに発酵して火災の原因となるようなものもございます。

それから「廃家電」、「廃自動車」、「廃船舶」については、実際にこれがごみかどうかというのは、その時点ではなかなか難しいのですが、集めてきて所有者等を確認しながら廃自動車の場合には処理をしていくという形になっております。

それから1-5ページに移りまして、「有害廃棄物」、「その他の処理困難物」です。

こちらは写真にあるような消火器とか危険物の薬品とか、そういったものも該当してきます。それから「津波堆積物」、それと「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」として「家庭ごみ」、「避難所ごみ」、それから「仮設トイレし尿」も該当していきます。かなり幅広いものに対応していく必要があることとなります。

続きまして、表1-2です。こちらは「貴重品等の内容と取り扱い方法」と書いてございますが、こちらについては廃棄物ではないのですが、当然がれきの中から見つかるようなものについて、これはごみではない等、より分ける必要があるということで、ここに記載しているものでございます。

次の1-6ページになります。「災害廃棄物処理の基本方針」です。こちらが、この計画の一番もとになるようなところになります。

まず「処理期間」ですが、発災から3年を目標に処理を行う形になっています。ただ、後で被害想定を見ていただきますが、そういった場合に、実際に3年でできるかどうかというのは、やっていった中で見直しをするようなことも必要となってきますので、「被害状況を考慮して適切な処理期間を定めるものとします」としています。

それから「処理の基本方針」です。

1つ目が「計画的な処理」です。こちらは効率的かつ経済的な処理を行うために計画的に処理を行っていく。

それから「衛生的な処理」については、災害廃棄物の腐敗・悪臭の防止、また公衆衛生確保のために迅速に処理を行っていく。

3番目の「資源化を前提とした処分」ですね。こちらは再資源化の促進と最終処分場の埋立量の削減のため災害廃棄物を分別して可能な限り資源化をしていく。

それから4番目の「安全な処理」というところで、作業の安全を確保する意味で二次災害の発生とか危険物の混入がないような処理をしていく。

それから5番目に「環境に配慮した処理」というところで、周辺環境に影響がないように処理をしていくというようなところを基本方針としています。

それから「発災直後の行動」ですが、実際に起こったときに、まず何をやるべきかというところを書いているものです。

1つ目が「情報収集及び記録を開始すること」。まずは安否確認、それから被災情報、記録を作成していくことが大事になっていきます。

それから2つ目が、「災害時の廃棄物処理に係る業界団体等との連絡体制を確保すること」。

3番目の「仮設トイレ設置の必要性の有無を確認すること」。

4番目に「生活ごみ及びし尿の処理方法を決定すること」。

5番目に「がれき等の発生量と仮置場必要面積の推計」、がれき等の発生量を早急に見積もって仮置場が必要かどうか等を算定していくという形になります。

6番目に、必要であれば「仮置場の開設」です。

7番目には「がれき等の収集・運搬方法を決定する」という形になります。

8番目に「市民等への周知をしていく」。

9番目に、自分たちではできないような範囲であれば委託をしていく。

このようなことを発災直後に、これらを全て検討して処理を速やかに開始するという形になっております。

それから「処理主体」ですけれども、災害廃棄物は一般廃棄物に区分されています。そういうことなので、こちらについては藤沢市が処理主体となって、その処理の責任を負っていく形になっています。

ただし書きですが、本市だけではできないとか、人が全く足りないとか、そういった場合には、県へ事務委託することも検討していくという形になっています。

それから、5番目の「市民・事業者・行政の役割」です。

こちらについては、発災時に注意していただくこととして「市民の役割」としまして、生活ごみを適切に排出する。それから、がれき等はルールに従って仮置場等に排出する。野焼きや不法投棄は行わない。行政が発信する情報を把握して、災害廃棄物の適切な処理に協力していただくというような役割を担っていただくことが記載されています。

それから「事業者の役割」として、事業系一般廃棄物を適切に排出する。それから、産業廃棄物を適切に処理するとか、あとは有害廃棄物の適切な管理を行うというようなことを記載しています。

それから「行政の役割」として、この計画に基づいて災害廃棄物の処理を進めていくというような形と、あとは情報提供をしていくという役割を担っております。

次の1-8ページ、「災害廃棄物の基本スケジュール」となっています。これをここに入れるか、目次にもありましたが、後ろの「全体処理スケジュール」に入れるか、まだ検討しているところですが、実際にこういったフローがあると見やすいのかなと思ひまして、ここに付けています。

基本的には「総務関係」、これは、後で担当割がありますが、「計画関係」、「処理関係」、「生活ごみ関係」、「し尿関係」、「施設関係」の6個の業務を同時にやっていくようなのがイメージとしてわかるかなと思ひます。まずは「初動期」というところで、これは72時間未満の話です。3日間以内の話ですが、体制を構築して、災害対策本部との連絡を行って、被害状況の把握をして、というような、先ほどの9つの行動の部分を書いてあるところでございます。

それ以降についても、当然書いてあるので、後ろのほうの、最終的にはどういったことをやるのかというのを考えながら対応するために、このようなスケジュールを載せています。

この中で、通常の廃棄物処理とは全く異なるような仮置場の運営とか被災家屋の解体・撤去、それから、し尿関係の仮設トイレの設置とか、そういったものについては日ごろ、私どもでやっていない業務をやることとなるので、こういったところでスケジュールを見ながらできるようなものになっています。

それから、次のページに移りたいと思ひます。「被害想定」です。

こちらにつきましては、藤沢市の地域防災計画が基本的な被害想定地震としているのは大正型関東地震であります。プラス、この計画におきましては、都心南部の直下地震について発生量を想定するものでございます。

「大正型関東地震の概要」を表1-4に書いております。震源が相模トラフで、マグニチュード8.2で、湘南地域、県西地域を中心に震度7の地震が起きる形になります。

「被害想定」ですけれども、全壊棟数が藤沢市内として28,000棟、半壊が21,000棟と、かなり大規模な建物被害がございまして。

それから「避難者数」につきましても、237,900人が避難する。人口の半分以上が避難者になってしまうような被害想定になっております。

次のページをごらんください。ちょっと見にくいのですが、図1-2が「震度分布」です。色の黒い部分が震度7のところですね。図1-3が「液状化危険区域」、藤沢市の南側ですね。「津波の最大水位」は、ちょっと見にくいのですが、5m以上という形になっています。図1-5が「火災被害」の状況です。図1-6が「建物被害」になっています。

こちらについては、地域防災計画に詳細が載っているのですが、この計画ではざっとこんな形で、というような図になっています。

次のページをごらんください。「組織及び協力支援体制」になります。

「組織体制」というのもかなり重要なところになっています。図2-1を見ていただくと、「藤沢市環境部」と書いてあるところの中で班が3班あって、担当として9担当を計画しております。

表2-1が「各担当の業務内容」という形になっております。

「総務班」の「総合調整担当」が、職員の参集状況とか人員の配置、県・他市町村との連絡調整、支援の要請、受援体制の確保というような対外対応をするような担当となっております。

それから「経理担当」です。必要な資金の調達・管理、施設整備、必要資機材等の契約、国庫補助の対応ですね。こちら、経理担当というのが要るのかどうかと思われるかもしれませんが、当然災害廃棄物の処理を行うにはかなりのお金がかかります。言われているのは、大体1t当たり50,000~60,000円考えれば概算で見積もれるのではないかと話もあります。そういった中で国庫補助を使っていかに経済的にやるかということが重要になっていくところから「経理担当」をつけているものでございます。

それから「住民窓口担当」ですね。こちらが「広報」の部分と「問い合わせ対応」の担

当になります。

それから「ごみ処理計画担当」ですね。こちらが、廃棄物処理の一番頭になってやるようなところですね。「被災状況の整理」とか「災害廃棄物処理実施計画の策定」、「進捗管理」、「総務班との調整」を行うようなところになります。

それから「がれき等処理班」として、「仮置場担当」、「がれき担当」、「事業者担当」ですね。

それから「収集・処理班」として「生活ごみ・し尿担当」、それから「施設担当」というような担当になっています。

右側の「対応部署」は、まだ調整ができていないので空欄になっている状況でございます。

次の、2－3ページをごらんください。「人員の確保」ですが、「土木・建築系職員の確保」になります。

大規模な災害の場合には、大量のがれきを収集・運搬して仮置場で破碎・選別を行うような形になります。こういった業務については、土木工事と同じような積算をしていく必要がございますので、土木系の職員も確保していく必要があるというところで記載をしています。

それから「災害廃棄物処理の経験者等の確保」ということで、藤沢市でこういう経験をしている職員はなかなかいないので、他市からの応援とか、そういったものについても確保をしていくというものを記載しております。

次の、2－4ページをごらんください。「協力支援体制」です。

こちらについては、どのように協力を仰いでいくかという流れを記載しています。最初に「県内外での協力・支援体制」というところで、支援を要請する立場で「被災市町村」が藤沢市となります。こちらと、地域の県政総合センターを通して県・国に要請をしていくというような流れになります。また、業界団体とは直接連絡をするとか、そういった方法も記載をしています。

表2－2に、流れとして支援要請をする際の順位を書いています。「広域ブロック内市町村」と書いてありますけれども、こちらは藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町です。それから「地域県政総合センター所管区域内市町村」と、「地域県政総合センター所管区域外市町村（県内市町村）」、それから「他都道府県」の市町村に応援を要請するという優先順位となっています。

次のページをごらんください。表2-3が、先ほど言いました広域ブロックの話になっています。藤沢市は「湘南東ブロック」になっています。

次のページをごらんください。2-6ページに広域ブロックの支援要請フローを記載してあります。図2-3、図2-4とも、県政総合センターを通じての支援というよう形になっています。

次のページをごらんください。次のページにつきましては、国にお願いするよう形になっているものです。

実際に、大規模災害になった場合、近年の常総市とか熊本県については、こういう要請なしに来るというような形です。プッシュ型の応援があるというところが実際にはありません。要請をしなくても来るという形になっています。

それから2-8ページ、「県協定締結3団体への支援要請」ということで、県で「産業資源循環協会」と「建設業協会」、「建物解体業協会」と、「災害廃棄物の処理」という内容の協定を結んでいます。そういったことから、こちらについては県を通して要請をするという形になっています。実際、藤沢市としましても、建設業協会、産業資源循環協会と直接協定を結んでいますけれども、災害廃棄物の処理という広域的な話であれば、やはり県を通じて、という形になっていきます。

それから2-9ページをごらんください。「受援」となっています。

「市町村からの受援体制の確保」ということで、実際に発災後、他市町村から応援が来てくれることがほとんどになります。そういった準備をしておかないと、応援に来ていただいても業務が割り振れないということになるので、あらかじめお願いする仕事を決めておくというような記載をしているものとなっています。

それから2-10ページですが、「ボランティアへの周知」です。

こちらにつきましては、福祉健康部でボランティアの受け入れについては調整をしていくものですが、実際に災害でのボランティアという中では、家財を出すとか泥出しとか災害廃棄物を撤去するというようなボランティアは、かなり大勢来られますので、そういったところに対しては、危険物の存在とか建材に石綿が含まれている可能性がありますよよということの注意事項を伝え、ボランティアの安全確保に努めるとともに、円滑に進めるような分別方法について周知をしていくというようなことを記載しています。

次のページをごらんください。次のページが「D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）」というものがございます。こちらは環境省が事務局となって、このようなネッ

トをつくっている形です。先ほどもお伝えしましたが、熊本の地震とか、そういった中では環境省が中心になって、このメンバーで実際に要請前に現地に入っているということを聞いておりますので、こういったものがあるというのを当然ここで記載をしながら、表2-8の「D.Waste-Netのメンバー構成」とかで、こういったものに苦慮しているんだけどもというところでは、いろいろな構成団体、専門団体があるので、そういったところに相談できるようなことになっています。

2-13 ページをごらんください。「発災時の支援に関する協定」です。

こちらについて、私どもの課で直接結んでいる協定と、あとは神奈川県で結んでいる協定の一覧を示しているものです。実際には防災のほうで、これ以外にほかの市町村、姉妹都市等との協定とか、ほかの業界団体との協定などを結んでおりますので、そういった中でも災害廃棄物、例えばレンタルのニッケンとか、そういったところについても協定を結んでいるので、仮設トイレとかは、そういったところから調達したりするような形になっていきます。

次の2-14 ページをごらんください。「情報収集・提供」です。

情報の収集と提供というのは、災害廃棄物処理を混乱しないで実施していくという中ではかなり重要になっていきます。

1つ目が「情報の収集項目」ですが、表2-12をごらんいただいて、「公共インフラの被災状況」、「建物の被災状況」、「避難場所の開設場所及び避難者数」、「道路交通情報」、「浸水被害の状況」、「廃棄物処理施設の被災状況」、「有害物質等の流出状況」、「職員の参集状況」、「資源集積場所の被災状況」や「収集運搬許可業者の収集運搬車両の被災状況及び従業員参集状況」など、災害廃棄物処理するためだけで、これだけの情報が必要になってくるというものでございます。

それから2-15 ページをごらんください。「情報の収集方法」です。

こちらは、当然災害対策本部に集約した情報から収集するというのが大前提になります。プラスで衛星電話とかMCA無線などを使っていくというようなものになっております。

それから「市民への情報提供」です。こちらについては発災時、特に水害を受けたときなどでは、生活しながらごみを出すことになりますので、素早い情報提供が必要となっていきます。

表2-14を見ていただきますと、「初動期」には、「生活ごみの分別及び収集方法」、それから「トイレ使用の可否」、「有害廃棄物やその他処理困難物の取り扱い方法」、「災害廃

棄物処理に係る問い合わせ先」ですね。「応急対応期（前半）」になると、「し尿の収集方法」、「仮設トイレの設置場所」、「がれきの排出方法」、「被災自動車等の取り扱い」、「被災家屋の取り扱い」です。「応急対応期（後半）」になりますと、「仮置場の設置状況」、「災害廃棄物処理実行計画」、「災害廃棄物処理の進捗状況」という形になります。最後の「復旧・復興期」につきましては、当然前半部分の広報を続けながら災害廃棄物処理の進捗状況の周知をしていくというようなものになっていきます。

それから表 2-15 ですけれども、「市民への情報提供手段」ですね。

こちらについては、地域防災計画に記載されているものと同じになっております。現状ある手段を全て使うというようなものです。

それから 3 の「教育・訓練」です。こちらについては、ここに入れるか、後で「事前の備え」に入れるか、今検討しているところですが、実際には発災前に教育・訓練というのは必要となるので、表 2-16 のような内容を研修・訓練をしていくというような内容になっています。

次のページをごらんください。「第 3 章」ですね。ここからが実際の処理の話になっていきます。「がれき等の処理」です。

基本フローが図 3-1 になっています。

災害廃棄物が発生したものについて可能な限り分別して、仮置場で粗選別、それから破碎・選別を行って焼却・再生をする。焼却したものとか分別から直接再生利用、焼却、最終処分等をするというような流れが基本となっています。

次のページをごらんください。「がれき等発生量の推計」、「推計方法」です。

こちらにつきましては、県のマニュアル、国のマニュアルなどをもとに原単位を記載しているものです。こちらを使って計算していくものになります。

次のページをごらんください。表 3-5 が「被害想定及び被害想定に基づく災害廃棄物発生量」となっています。

こちらについて、大正型関東地震におきましては 630 万 t の廃棄物が出る。それから、都心南部直下型地震については 34 万 t の廃棄物が出るというような形になっています。ちなみに藤沢市で出している、処理している 1 年間の廃棄物量というのは、資源を抜くと約 10 万 t になっています。なので、630 万 t という 60 年分以上のごみを処理していくような形になります。

次のページの 3-4 につきましては、種類別の廃棄物発生量になります。

表3-6を見ていただきますと、可燃物が44万tに対しまして不燃物が200万tというような形、コンクリートがらが300万t以上という形になります。どうしても建物とか、そういったものから発生するものが多いので、不燃物とかコンクリートがらが多く出てきます。

次のページをごらんください。3-5ページになります。「がれき等の収集・運搬」です。

「収集・運搬の基本フロー」は、「がれき等」となっていて、本市の廃棄物処理施設で受け入れる、搬入をするのか、他自治体にするのか、それから一次仮置場に置くのか二次仮置場に直接持っていくのかというような基本フローになっています。

その下の二重線に囲われているものがありますが、「水害廃棄物対策の特記事項」としまして、地震のときと水害のときと取り扱いが違うというところで注意事項を記載しています。

水害廃棄物は、衛生上の観点から浸水が解消された直後より収集を開始することが望ましい。

それから、水害時には水分を含んで重量がある畳、家具類が多量に発生し、積み込み、積みおろしに重機が必要となる。

それから、洪水によって流されてきた流木等、平常時は市町村で処理していない廃棄物についても、一時的に大量に発生して、道路上に散乱、または道路上に排出される場合がある。

このような注意事項を書いております。そういったことから、水害の廃棄物については、かなり早急な対応が必要という形になっています。

次のページをごらんください。3-6ページです。「収集・運搬車両の必要台数の推計」です。

こちらについては、原単位と推計方法を書いています。実際には表3-9の「被害想定に基づく収集・運搬車両の必要台数」ということで、大正型関東地震では、可燃物が1日41台、不燃物として1日139台必要という形になっています。

次のページをごらんください。3-7ページです。「収集・運搬車両の確保」です。

こちらについては、確保の順番と、あと留意事項が書いてあるものです。

次の3-8ページにつきましては、「収集・運搬ルートの検討」について書いているところでございます。

それから、次の3-9ページをごらんください。3-9ページにつきましては、藤沢市

耐震改修促進計画の図となっています。こちらは、何でここに入れたかという、ルートを考えるときに必要なものになります。

「緊急輸送道路」につきましては、県で定めている緊急輸送道路になります。こちらは必ず一番に警戒をしていくような道路です。

それから「避難路」と書いてあります。こちらをつくったのは建築指導課になります。そういったところでは、当然この道路周辺の建物について規制をして、こういった指定をしていくので、ここについては余り被害がない道路というような想定をしているものがございます。

次の3-10ページをごらんください。「仮置場の設置・運営」について記載しております。

こちらについても、図3-4「仮置場に係る基本フロー」を見ていただいて、仮置場に必要面積を算定して仮置場候補地の抽出をして、仮置場を確保、運営管理をして、最後には借りている土地であれば返還をするというようなフローになります。

「仮置場の種類」としましては、一次仮置場、二次仮置場となっています。一次仮置場というのは、搬入されたがれき等の粗選別を行う場所、二次仮置場では、最終的な受入先の受入基準に合うような破碎・選別・焼却等の中間処理を行う場所としています。

次のページをごらんください。3-11ページです。「仮置場の必要面積」です。

こちらにつきましても、原単位と必要面積を記載しているものがございます。表3-15の「仮置場必要面積」ですが、大正型関東地震となりますと、1,028,000㎡の面積が必要になります。どれぐらいの広さかということを見ると、大体江の島が2つか3つ分の広さという感じです。この広さを確保するのはなかなか難しいというところが現状でございます。

次のページをごらんください。3-12ページです。「仮置場の候補地の確保」ということで、どうやって抽出していくか、その方法を記載しています。

次のページをごらんください。3-13ページです。

図3-5「確保・調整の優先順位の考え方(案)」としまして、まず市有地を最優先とするという形です。それから、立地条件、環境条件を踏まえて決定していきますが、不足する場合には国有地、県の管理地、県有地について、県と調整をする。それでもだめならば民有地について調整をして、それでもだめであれば農地を使うというようなフローになっています。

次のページをごらんください。3-14 ページ、「仮置場の設置・運営準備」です。

こちらについても、設置については土壌汚染の関係と、あとは搬入・搬出路の関係がございますので、そういったことについて注意をしていくような内容になっています。

次の3-15 ページをごらんください。こちらは、実際の「仮置場内の配置例」ですね。地震の場合と水害の場合の例があります。何で違うかという、やはり腐敗性のもの、床上浸水とかあった場合には畳とかがたくさん出るところから、レイアウト図についても多少変更しているものがございます。

次のページをごらんください。3-17 ページです。「二次仮置場の配置例及び実際の様子」です。

実際どういった形のものを置くのかという、写真にあるような仮設の焼却炉を置いたりとか、下の写真にあるような手選別のラインを置いたりとか、土壌の洗浄施設、こういった津波堆積物を洗浄するような施設を設置したりする例になっています。

それから、次のページをごらんください。3-18 ページです。「仮置場の運営」です。

こちらについては、作業の効率とか、あとは周辺環境への影響を注意するというようなものを中心に注意事項が書いてあるものがございます。

次のページをごらんください。3-19 ページです。

実際に「災害廃棄物早見表」という形で書いてありますけれども、こちらが発災後すぐに分別をして仮置場に受け入れなければいけないといった場合に使うようなものです。この内容について、今、検討しているところでございます。

それから、次のページをごらんください。3-20 ページです。

表3-23 は「火災防止策と消火方法」です。こちらは、可燃物になると火災というのが、東北大地震のときに火災が結構あったので、そういったことを防ぐための管理方法などについて記載をしているところでございます。

次のページをごらんください。表3-24 です。

「影響項目」として、「大気」、「騒音・振動」、「土壌等」、「臭気」、「水質」とあって、火災以外にもいろいろ影響があるので、こういったことに注意をするというようなものを記載しています。

それから、次の3-22 ページをごらんください。表3-25 が、実際に宮城県で行っていた環境モニタリングの実施例となっております。

ここにも、「水害廃棄物対策の特記事項」として注意事項を記載しています。

次のページをごらんください。3-23 ページです。「仮置場の原状復旧」になります。

こちらについては、仮置場を設置した場合、土壌汚染の影響がないかどうかを確認して返還をすることが必要になってきますので、そういった場合には、掘り起こすなどの必要があります。実際に東北などは農地を使用していたというような話がございまして、そこには盛り土をしてから仮置場にして、実際にその盛り土部分を後で削ったというような事例もあったと聞いております。

それから、次のページをごらんください。3-24 ページにつきましては、今後作成していくところです。

それから、次のページをごらんください。3-25 ページです。「生活ごみ及びし尿の処理」です。

「生活ごみの処理」につきましては、基本的なフローとして、図3-8を挙げています。発生元として家庭とか避難所があつて、こちらを直接施設に入れる場合と、施設の状況等によっては一時的な保管・貯留をするような場合があるというものです。

次のページをごらんください。3-26 ページですね。「発生量の推計」です。

こちらも原単位と避難者数に応じた発生量について記載をしています。実際に結構な避難者数がいるのですが、市の人口としては、そんなには変わらないのではないかとこのころで、発生量としては大幅に変更はないのではないかとこのころは考えております。

次のページをごらんください。「収集・運搬基本フロー」です。

こちらは、先ほどの基本フローと同じような形になっています。

それから、表3-29ですが、「収集・運搬車両の確保時の留意事項」を記載しています。

次のページをごらんください。3-28 ページです。「生活ごみの分別区分」ですね。

基本的に平常時の分別区分に準じるような形になっています。ただ、収集・運搬状況とか車両の状況によっては、区分状況は変更する可能性があるというものを記載しています。

それから、次のページをごらんください。3-29 ページです。「品目毎の収集の優先順位」をつけています。

実際には、薄い青の●の最優先すべきものだけは必ず収集するというような形です。それから、状況によって優先すべきものというところで、優先順位が低いようなものは出すのはなるべく我慢してもらおうというようなものになっています。

それから、次のページをごらんください。3-30 ページです。

「し尿の処理」ということで、基本フローが書いてあります。「発生元」は家庭、避難所

なっていて、生活ごみと同じように一時的に貯留する場合もあるということです。それから、「中間処理」としては、今、北部環境事業所にし尿処理施設がありますので、基本的にはそこに持って行って処理をするというような形です。ただ、処理水については、現状、大清水浄化センターで処理をしている状況となっていますので、大清水浄化センターが被災した場合にはほかの施設というのも考えていかなければいけないというようなものになっています。

次のページをごらんください。「発生量の推計」です。

し尿の発生ですけれども、先ほどと同様、発生原単位を書いています。

次の3-32ページの、表3-35に、実際にどれくらい出るのかを記載しています。断水人口と避難者数を合わせたような形になっていますので、し尿発生量としてはかなりな量が出て、仮設トイレも4,000基ほど必要というような推計になっています。

それから、次のページをごらんください。「収集・運搬」ですね。

こちらの基本フローになります。こちらについても、最初の基本フローと同じような形です。し尿の処理について大事なのは、2番目の「収集・運搬車両の確保」になると考えています。藤沢市では興業公社、後で出てきますが、車両2t車として4台、4t車として4台の計8台しかないような状況です。そういった中で他市への応援要請とかが重要になっていくと、今のところは考えています。

そうはいえ、全国的に見ても下水道普及率はかなり多くなっているのですが、その収集車両を、藤沢市だけ被災していれば問題ないのでしょうかけれども、沿岸部で被災するとなかなか難しいというような状況になっています。

ただ、こういったことから、今、防災のほうと話をしております、簡易トイレ、凝固剤を使うようなトイレの備蓄というのを始めていただいているところなので、そういったところでも対応するような広報を、今後考えていくことになっています。

それから、次のページをごらんください。3-34ページですね。

「仮設トイレの設置・運用」ということで、今、災害トイレの整備状況、避難施設等に設置とか備蓄してあるトイレの整備状況になっています。

それから、表3-37が、「仮設トイレの設置に当たっての留意事項」です。

こちらについては、東北大震災の前には、こういったことを事前に記載するようなことはなかったのですが、実際に運用していろいろな問題があったことから、こういったところを記載しているものでございます。

それから、次のページをごらんください。3-35 ページについては、先ほどの留意事項の続きとなっています。

次の3-36 ページをごらんください。

こちらは、収集・運搬計画を作成していくという形ですね。ここでも「水害廃棄物対策の特記事項」を書いています。くみ取り便所の浄化槽が、例えばくみ取り便所ですと、槽内に雨水、土砂が流入したりするので、そういったもののくみ取りが必要というようなことが書いてあります。

次のページをごらんください。「廃棄物処理施設での処理」ということを記載しています。処理対象物を書いてあるものです。

次の3-38 ページをごらんください。「既存処理施設での処理可能量」というのを記載しております。

表3-42をごらんいただいて、焼却施設として平成34年度までと、平成35年度以降と分かれています。こちらにつきましては、焼却施設を北部環境事業所に設置しますので、そこについては、ある程度変わっていった処理能力も上がるというようなものになっています。

それから、次のページをごらんください。「焼却施設の強靱化」ということで、新しい炉、北部環境事業所の炉について、設置する事項について防災機能とか、設備・機能として強靱化対策をしているものの説明となっています。

以上、長時間でしたが、説明を終わらせていただきたいと思います。

今回、ご意見を一番いただきたい部分が、1-6 ページ、1-7 ページの部分の基本方針、ここがこの計画の一番のベースとなるところなので、できれば、ここについて意見をいただければと思います。ぜひともよろしく願いいたします。

○横田会長 ご苦労さまでした。処理計画という大変膨大な中身ですので、何か特に気がついた点で、こういう点がわからないとか、あるいはこういう点はどうかというご意見、今、最後にご指摘のあった、特に意見を出していただきたいというページがございましたが、そのあたりについて、何かありましたら、どうぞご発言ください。

橋詰委員どうぞ。

○橋詰委員 何分分厚いのでよくわからないことだらけですけども、ちょっとお聞きしたいのは、どのぐらいの災害を想定するか、いろいろな規模があると思いますが、その規模に応じて、当然やらなければいけないことは変わらぬと思うので、大規模なものを想定す

れば、それで事足りるというものではないだろうというのは、それはわかるのですが、それはそれとして、ここで一応想定されているのは大正型関東地震を想定されていますよね。それから、もう一つ、南部何とかというのまところどころ入っていますよね。

それで、仮にその想定、ここに書かれている想定どおりのことが起きたとして、藤沢の廃棄物処理施設などが壊れていないとして、そうしたら、まず対応できるのかどうかというところを知りたいというのが1点です。

それから、この規模の大正型地震が起きたとしたときに、藤沢の被害と、藤沢周辺、例えば茅ヶ崎、寒川が一番大きいブロックじゃないですか。そこも同じような被害になっているのか、要は県内の自治体からの協力が藤沢市として期待できるのか、逆に藤沢市が期待される側なのかかもしれないわけですよね。その大づかみのところの感覚が知りたいということなんです。

あわせて、そういう意味で藤沢がどのぐらい対応できるかということ次第ですけれども、仕組みとしては市町村が対応できない場合に県が、あるいはさらに国が、という仕組みがありますよね。ここで考えているのは、一応そういう意味で藤沢市が対応、ないしは藤沢市が若干周辺の市町村と協力する格好で対応できる範囲のことを考えているのか、あるいはもっと大きい県なり国に、主体なり一部が移行した場合にどうなるのか、その役割も含めて考えていくのかということなんです。

その3点の質問ですけれども、お願いします。

○横田会長 ありがとうございます。

○須田課長補佐 1つ目が大正型関東地震、こちらは、藤沢市の地域防災計画で被害地震として想定していますので、こちらをベースにしています。実際にこれを市でやり切れるかといえば、当然無理な、先ほども言ったように600万tの災害廃棄物が出るという形の中で、市内だけでは処理できないというのが大前提です。こういった中で、どう分別して、どう外に出していくかというのが一番大事な点ではないかと、今のところでは考えています。

それで、人ですけれども、人について、やはり基本的には市の事務になっているので、実際にはなかなか難しいとは思いますが、市として考えて市の職員でやるというのが大前提です。ただ、こういった大規模な場合には、熊本の地震もそうですけれども、環境省から応援が来たり、他市に応援を要請したりするという流れは絶対に必要になります。そういったところで受援という項目をつけて、それに対応していこうという考えを持って

います。

そういった形でよろしいでしょうか。

○橋詰委員 とりあえず……。

○横田会長 今回の橋詰さんのご意見と似たところですが、地域防災計画では、グループが決まっていますよね。藤沢でしたら寒川と茅ヶ崎ですが、「遠くの親戚よりも近くの人」とか、そういうことはよく言われますけれども、いざ土壇場になると、やはり距離的に近いところが一番頼りになるので、仮にブロックは違っても鎌倉とか海老名とか、要するに藤沢が接している、境界線を共有しているような自治体との間では、やはり日ごろから特別な面識を持つとか、いざとなったら、あそこにはあいつがいるとか、そういう人の問題というのは非常に大事になってくると思いますので、そういう隣接自治体との協力体制というのも築いておく必要があるのではないかと思います。

○須田課長補佐 ありがとうございます。

日ごろからつき合いのある関係を持つというのは、やはり大事だとは考えています。そういった中で、先ほど紹介させていただいたのですが、実は協定を前年度結び直しているところがあります。2-13 ページですね。こちらの「神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定」というものを、実は去年、結び直しています。これは、平成3年に前回は結んだのですが、ここでようやく災害廃棄物とか、そういったことを主眼にして協定を結び直しています。

やはりこういった中でも、やり取りというのが、顔の見える関係というのは大事だというような話はしています。このところは、かなりいい関係にはなっていますが、ちょっと内陸側の大和などとはそういったつき合いが余りないので、今後そういったところも念頭に入れながら情報交換等をしていきたいとは考えています。

あと、海老名の施設という話もありましたが、今、高座の施設がちょうど建て替え中です。これが終われば、ある程度新しくなるので、そういったお願いもできるのかなというところは考えています。

○横田会長 はい。

ほかにございましょうか。金田委員どうぞ。

○金田委員 金田と申します。お世話になっております。

2点ほどありまして、まず1点は、誤字ですけれども、3-14 ページの真ん中より下の段の「仮置場の運営・管理」のところですが、・の2つ目、「仮置場の運営・管理について、

藤沢市資源回収協同組合……」となっていますけれども、「藤沢市資源循環協同組合」ですので、こちらの訂正をお願いいたします。これは誤字です。

あと、先ほど言われた、会長も言われたことですがけれども、私は、東日本も熊本も全部視察もして検証もして、廃棄物片づけの状況も全部確認はしております。その中で、先ほどのとおり人員の確保が一番難しいということは当然のことなので、まず初期対応としましては、大正型地震、先ほど橋詰委員からお話があったように、もし大正型の地震があった場合には、やはり近隣の市町村は同じ被害に遭って助けは全く得られないです。これは、どこも皆さん同じです。熊本もそうでした。

それで、皆さん県外に要請を出して、やはり県外の支援ルートというのを準備しまして、他県から手伝いをしてもらうのが初期対応です。現状でも、近くの市町村から来られたのは1年たってからという状況が多いです。皆さん自分たちが被災していますから、やはりほかの市町村の片づけを手伝うことはできない状況ですので、ですから、協定を結ぶに当たっては、もう少し拡大をして広げていただきたいと思っております。

ですから、近隣につきましては、直接支援ができないという感じの部分で想定された方がよろしいのではないかと考えております。

先ほど申されました1-6ページと1-7ページですが、1-6の「処理の基本方針」の「③資源化を前提とした処分」というのがありますが、一応「災害廃棄物を分別して可能な限り資源化する」というのがありますけれども、これは、藤沢は立地条件が特別なところがありまして、やはり海がありますので、津波の被害も多分想定されると思います。津波以外のごみも出るんですね。

津波の部分で、東日本で一番困ったところは、実は塩害被害です。海で潮を吸ってしましまして、廃棄物、生活ごみ、木材を中心としまして潮を吸った部分というのは、資源化の処理がなかなか難しく、また処理施設のルートもフローが変わるんですね。

ですから、津波の被害に遭ったごみの部分と、例えば藤沢の北部は、多分津波の被害はないと思いますので、そちらの部分の仮置きを一緒にされないように、確実に分別されるような置き場にされたほうがよろしいと思います、ごみの片づけが全く違いますので。

その部分を、津波被害の部分と津波によるものではないごみの部分の仮置きの想定をしていただき、そこら辺も載せていただければ助かるのではないかと考えております。

それで、「発災直後の9つの行動」とか、「処理主体」、「市民・事業者・行政の役割」につきましては、前回から資料をもらっていますが、今初めて内容を理解したような状況で

すので、こちらについては、大まかな方針で、私はよろしいのではないかと考えております。ただ、これからまたさらに肉づけができてくるのかなと考えておりますので、この方針については、私としては、意見はございませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そこら辺の部分をしっかりしていただいて、資源化を前提とした処分と考えれば、その点でお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○横田会長 ありがとうございます。

ただいまのご意見について、事務局から何かコメントはございますか。

○須田課長補佐 まず県外の応援の話ですけれども、こちら、防災部局で職員の応援については一応結んでいます。ただ、廃棄物に特化したものというのではないような状況です。

それから、資源化を前提として、というところで、仮置場を分けるというのは、確におっしゃるとおりだと思いますので、そこは注意書きとして記載をしていきたいと思ひます。

私が把握しているのは、やはり塩害、津波で流されたものに対しては、洗うような施設をつくらなければいけないというのを把握しております。そういったことについても記載をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○金田委員 わかりました。よろしくお願ひします。

あと、気をつけていただきたいのが、廃棄物の想定トン数は予想されているので、あくまでも予想ですね。これはトン表示でされておりますので、現状で見ると、木くずとか可燃系が少ないように思われるかもしれませんが、容積自身が一番多いのががれきと木くずなので、熊本も木くずの処理に一番困っております。トン数はなくても、容積は何倍にもなってしまいます。やはり重いものと軽いものがありますので、その辺が、日本は木材建築が多いので、木がほとんど出てきてしまうというところがあります。そちらの部分の焼却体系も多分ふえると思ひますので、そちらも考慮していただければ助かります。よろしくお願ひします。

○横田会長 あと、例えば津波と一緒になったときには、木くずがれきでも全て水を含んでいる感じになって重量も重くなるわけですね。非常に扱いも悪くなりますしね。

これは人の話ですけれども、ご遺体が出たときに、例えば宮城県から東京へ運ぶということで、車がない。霊柩車などというのはもちろんだめですね。霊柩車は1人1台ですから効率が悪くて、そんなもので運ぶわけにはいかないわけで、そうなると、運送会社とか、

ああいうところで持っている大型のトラックをお願いしなければいけないわけですが、やはり輸送会社としては、そういうものを運ぶと、後は使い物にならないので、ちょっとお断りというような話があったということを知っています。

ごみでは、それほどのことはないとは思いますが、やはりごみでも普通のもの運ぶのとは違うので、運送会社さんに、いきなりこれを何トン頼むと言ってもいい返事が来るとは限らないと思いますね。

ですから、やはり一番手っ取り早いのは、民間の産業廃棄物収集・運搬とか、そういったところでやっている車を調達するというような話になるのではないかと思います、そういう収集・運搬での日ごろの協力体制と言いますかね、非常に大切ではないかと思いません。

ほかにはございましょうか。川崎委員どうぞ。

○川崎委員 川崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

仮置場について、ちょっとお伺いしたいのですが、今、市有地を最優先ですとか、いろいろな条件を洗い出していらっしゃると思いますが、これは、具体的にはどここの何グラウンドとか、どここのこの広場というところまで最終的には決められるものでしょうか。そこら辺を教えてください。

○須田課長補佐 そこは、決められないです。あくまでも候補地のリストは、ここの計画には載せないですがつくります。ただ、計画には載せられないと考えています。

というのは、全部が全部使うわけではないですし、これを先にやることによって、そこが絶対仮置場になると思われても、そこはちょっと困ってしまうので、私どもとしては、内部的なリストをつくるというところにとどめていこうと、今のところは考えております。

○川崎委員 わかりました。

なぜ伺ったかという、大きな災害が起きたときには、仮置場だけではなくていろいろ必要とされる内容があるのではないかと考えていまして、そういったときに取り合いと言いますか、要はごみの問題ももちろん大きいですが、ボランティアが入ってくるとか支援体制とか、いろいろなインフラ関係の災害に対する応援が来るとか、いろいろな機材を置くとか、そういったことがあると思うので、全体として見たときに、その取り合いが円滑にいくように考えていただければと思ひまして、今回の計画よりは広い視野になってしまうかもしれないのですが、そこを思ったものですから、お伺いしました。

○須田課長補佐 ありがとうございます。ご意見として頂戴しておきます。

実際に、仮置場の関係については、庁内で打ち合わせは行っています。そういった中で、当然避難施設は除いたりとか、ほかの目的、明確な目的を持っている場所については除いて設置候補地として考えていきます。

ただ、そういった中で取り合いになるのが、仮設住宅の用地と取り合いになるのが間違いないので、そこについては、どちらを優先するかという形になってしまいます。生活を優先していくのか、復興を早くするために仮置場にするのかという形なので、それは、その時点でないと決められないと思います。

○川崎委員 ありがとうございます。

○横田会長 ほかにどうぞ。

○最上委員 藤沢市は南北に長く東西が狭いということで、ふだんも交通量が混むときには南北に移動するのに大変時間がかかるということで、例えば仮置きに置くに当たりますと、車両で移動するわけですから、そうしますと、どうしても南中央の人口のほうが多いし、仮置場は、先ほど事前には発表しませんでしたけれども、私はそれでいいと思いますが、こう考えたときに、どうしても中央から北のほうに置き場が多く集中する。中央よりもっと北のほうに集中する。

こうなりますと、南北に長いわけですから、生活また通勤、学童の問題とか、南北に警察署はありますけれども、行政としては、発生して混乱したときに、南北の交通、また仮置きの移動手手段についても、行政としての考え方は、今持っておられるのか、これから検討に入るのか、その辺のことを記載していただければ大変ありがたいと思います。

○横田会長 ありがとうございます。

非常に大切なご意見だと思いますが、どうでしょうね、難しいですよ。

○須田課長補佐 そうですね。実際には難しいですね。

一応今のところの考えでは、一次の仮置場、粗選別をするような場所については、被災した場所のそばに設置をしていきたいと考えています。実際に、例えば南側が津波の被害に遭ったとすれば、南側に粗選別の場所を設置したいというところは考えていますけれども、その後の二次の仮置場をどこに置くとか、そこまではまだ考えてはいないというような状況でございます。

○横田会長 東海道線が横断しているので、あれを境に南と北の交通というのは、藤沢市の場合、特に難しいですよ。踏切も少ないし、踏切というのはほとんどあかない踏切ですし、かといって地下道を立体的に交差する道は極めて少ないですから、南北の移動とい

うのは非常に困ると思いますね。何か、そういうことをやらないで済む流通計画を考えておかないといけないと思いますね。

○須田課長補佐 済みません、今お答えすることはできないのですが、そういったことも、今後、仮置場の運営とか、がれきの運搬とか、そういったところも留意事項には記載をしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○齋藤委員 私、親水公園の近くに住んでいる者ですが、噂で聞いたところによりますと、ここは災害のときの住宅ですか、そういうところの計画に当たっている場所というのを聞いたことがありますけれども、津波の場合の水はどこまで来ると想定されていますでしょうか。

○須田課長補佐 済みません、すぐにはお答えできないのですが、そこまでは、内陸の上のほうまでは行かないですね。ただ、南部の大体5分の1とか4分の1ぐらいは浸水するような想定だったと思います。

済みません、正確ではないですが、大体そんな形でございます。

○横田会長 よろしいですか。

○齋藤委員 はい。

○横田会長 野中委員どうぞ。

○野中委員 これまでの質問に重なるところもあると思いますけれども、もう一度お伺いしたいのですが、このような立派な計画を立てていただいて、今いろいろと足りるのか、足りないのか、どれぐらい不足しているのかというところの数字を洗い出していただいているところかと思えますけれども、今いろいろ書き上げていただいている数字に基づいて不足している分を、例えば運搬車両ですとか、あるいはごみの焼却施設ですとかというのを、新たに調達する予定があるという話なのか、それとも、とにかく現状、藤沢市で保有しているものはこれです、それで、不足していますということを確認しましたというために、今これをつくっておられるのかというのが、ちょっとわからなかったというのが1つです。

あと、その想定されている地震というか規模が、一番最初は大正型ということで倒壊家屋の軒数ですとか棟数ですとかを挙げておられて、途中から都心南部の地震が入ってきているのですが、これは同時に起こると想定するということですか。それとも、どちらかが起こった場合と考えればよろしいのでしょうか。

今後、もし用意する予定があるとかということになりますと、どれぐらいの規模を想定

するのかというのは重要な話ではないかと思うので、対象としているものが混在しているように感じたので、ご説明いただければと思います。

○須田課長補佐 対象については、1－9ページに「被害想定」となっていますのは大正型関東地震を想定しています。ここでどれぐらいの量が出るのか、その原単位を決めるということは結構大事なことなのかなというところですが、実際には、想定どおりの地震というのは来ないので、どうやって計算して、こういう量が出るという予測を立てたのかというのが大事になってきます。なので、例えば違う地震が来ても、この原単位を使って計算をすることができるようなつくりになっています。

もう一つの都心南部直下地震については、あくまでも内陸で起きた場合で津波がない場合は、この程度のもが発生しますというようなものを数値で示すために載せたものです。

それから、その発生量に対して、どういった対応をするのかというところまで定めるのかということですが、これに対して、当然そういったものに対して整備をしていくというのは過大な整備をするような形になるので、あくまでも、ある程度の対応はするけれども、それ以上は協力を求めるというようなつくりになっています。

○横田会長 よろしいですか。

○野中委員 ありがとうございます。

○横田会長 阪神・淡路大震災が平成7年でしたか、あのときの後片づけというのは大変だったと聞いていますが、そういう事例、過去の事例をまとめたものは、国で何かまとめている動きもあるようですが、もし、そういうものがあれば、国から情報を取る必要があると思いますね。

それで、やはり事例集というようなものがあれば、それを参考に、巻末に用語の解説があるということですが、そういうところに、早期解決したこういう事例もあるというようなことを書かれておくのもよろしいのではないかと思います。

○須田課長補佐 ありがとうございます。

そういうのは、今ございます。一番直近に出ているのが、東北大震災のその事例集と、実際にどのようにやったのか、どういうスケジュールでできたのかという報告書があります。それにのっつた、こういうことを注意したほうがいいよというようなものも出されておりまして、そういったものを見ながら、実際にこういった計画に反映していきたいと考えております。

○横田会長 ぜひここへも紹介してください。

金田委員どうぞ。

○金田委員 今のお話ですけれども、現状、東日本大震災の部分から、国の方針が全部定まっております。その前の部分につきましては、廃棄物の定義というのはあやふやだったのですが、東日本の部分につきましては、震災した災害廃棄物は一般廃棄物の指定というのが時の政府から認定されたんですね。それに伴いまして、前の事例につきましては、早く片づけられたのですが、そこは法的なものの根拠がまだないところで民間の事業者がかなり片づけました。先ほど会長が言われました関西の大きな地震につきましては、民間の事業者、特にトヨタ系が中心になりましてごみを片づけて、数年で片づけられた経緯があります。

東日本に関しましては、一般廃棄物と認定されたものですから、基本的に市町村が片づけることができなくて、国が出るような感じで入札認定、ゼネコンが片づけるという形になりましたので、それからマニュアルが制定されております。ですから、東日本からの片づけ方が国の方針だと思っております。

ですから、前例というものが、今回は東日本と熊本しかありませんので、ですから、熊本につきましては、基本的には東日本の部分の今までの事例で一応動いたのですが、やはりごみの片づけについては、基本的に国が出て、まあゼネコンさんが片づけるというパターンに、今はなっている状況ですので、市町村としては、ここまでしかできないのではないかと思っております。想定外は国が出て片づけるという形になっておりますので。

ですから、あとは、その部分の、どういった法的根拠か、どういった部分なのかわかるように、皆さんにわかるような資料を作成されて、次回配付されたほうがよろしいのではないかと、私は思っております。そのほうが議論は簡単に済むと思いますので、お願いしたいと思っております。

○横田会長 齋藤委員どうぞ。

○齋藤委員 「市民の役割」というところを見えていますけれども、一応地震が発生した場合は、それぞれの自治会で避難場所に行くと思いますけれども、その避難場所のいろいろなストック用品とか、そういうのは間に合っているのでしょうか。

それから、あと、自衛隊とか、そういう方たちもいろいろ協力してくださることにはなっているのでしょうか。

○須田課長補佐 まずは、避難施設の関係ですけれども、これは正直に申しまして、この避難者に対して不足はしていると思います。

○齋藤委員 すごい少ないですね。

○須田課長補佐 実際、23万人の避難者というのも半分以上なので、そこはなかなか難しいと思います。

それから、2点目の自衛隊との連携ですけれども、実際に市に自衛隊出身の方がいらっしやって災害対策の準備をしているような状況でございます。

○齋藤委員 はい。

○横田会長 あと、国の補助の話がちょっとありましたが、ことしの予算が30億だか何かついているというのを見ましたけれども、ああいう予算はどのように使われているのか、一般の人はほとんど知らないと思いますね。

それで、災害の補助というのは、ふだんの国庫補助と違っていろいろなところに、思わぬところに補助がつくような形になると思いますので、こういう場合には国の補助が出るということを、市民、それから市もちゃんと共有しておく必要があると思いますね。これは、ちょっと金かかるからうちではできないとか、こういうものは国の補助がつくということを知っていれば、もうちょっとちゃんとやったのにとかというようなこともいろいろあると思いますね。

ですから、そういうことはきちんと、どこまでが補助対象になっているかというあたりのことも精査しておく必要があると思いますね。

○須田課長補佐 ありがとうございます。

実際、私としては、それを考えて計画をつくっております。こういうことに補助が出るというよりは、こういうことをしないと補助が出ないというような話がほとんどです。はっきり言えば、常総市とかの例を見てみても、かなり厳しい査定です。3分の1環境省から出る。実際には、そのほかの復興のお金とかでほとんど8～9割は補助で賄えると思いますけれども、補助対象外の事業が、例えば分別の指導をしていないとか、そういったことに対しては、そこは補助対象ではないですよと言われるようなことになるので、分別を必ずするとか、そういったことが重要になっていきます。

当然経済的なものと効率的なところを重視していけば補助対象になるというところで、今のところは考えております。

○横田会長 当然そういうことでかなり難しいことはわかりますが、やはりそういうものができないとかできるとかということをはっきり知っておくことだけでも、それが自治体だけではなくてボランティアの方とか一般市民の方にも、そういうことはある程度知って

おいてもらう必要があるのではないかと思います。

ほかにございますか。齋藤委員どうぞ。

○齋藤委員 発生後に市民は避難場所に皆さん移動されると思いますが、そこで地震がおさまって、あと自分の自宅に戻って、その自宅の壊れた状況によっては、また避難所に戻ったりして、それからまた仮設住宅がつくられたりするようになるのではないかと思いますけれども、現在、小学校とか中学校とか、空いている教室などがあるのではないかなと思うのですが、そういう空き教室などの利用とか、そういうことはあるのでしょうか。

○須田課長補佐 そこは、ほとんどの小学校、中学校は避難施設になっておりますので、そこは施設管理者が最終的に判断することになると思いますが、そこは優先的に使われるのかなと思います。

それから、大事なのが、実際に大事なのが、避難場所に行くというのは結構大事です。自宅が壊れているかどうかは別として、例えば食料の配付とか、そういったものは避難施設でやっていますので、そういったところで名簿もつくって、この地区にはこの人がいるというようなことにもなるので、避難施設には地震とか大きなものがあつた場合には、必ず行っていただいたほうがよろしいかと思います。

○横田会長 よろしいですか。

○齋藤委員 はい。

○横田会長 ほかにございましょうか。

(意見、質問等：なし)

特にないようですので、この程度で質疑は終わりたいと思います。

いろいろと熱心なご議論をありがとうございました。

それでは、第2番目の「その他」に移りたいと思いますが、何かございましょうか。事務局から、何かありましたらお願いします。

○山口参事 「その他」については、事務局からは特にございません。もし、委員の皆様から何かあればお願いします。

○横田会長 ほかに意見ございますか。

(意見等：なし)

特にないようですので、本日の審議会はこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

○山口参事 それでは、事務局からお知らせですけれども、次回は10月20日の金曜日、

午後2時からを予定しておりますので、またその近くになったら皆さんにお知らせしますけれども、そういったことで、今後ともよろしく願いいたします。

きょうはありがとうございました。

午後3時36分 閉会